

農業人材力強化総合支援事業実施要綱

制定 平成24年4月6日付け 23 経営第 3543 号 農林水産事務次官依命通知
最終改正 令和元年5月8日付け 元 経営第 2 号 農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。

まず新規就農を進めるに当たっては、先進経営体の活躍と働き方の見える化や若者の就農意欲を喚起する取組、就農希望者に対する相談体制の整備や短期就業体験、農業大学校・農業高校の新規学卒者や農業への転職を希望する他産業従事者等を実際の就農に結び付ける取組を一体的に実施するとともに、就農に向けた研修の支援や経営開始直後の新規就農者を支える取組を推進することが重要である。

新規就農者や農業経営者の育成に当たっては、経営力、技術力を向上させることが重要である。このため、農業経営者育成教育機関等による高度な教育の実施、農業者が営農しながら体系的に経営を学べる「農業経営塾」の創出・展開を推進する。

また、産地における労働力の確保が課題となっており、他産業や他地域との連携等による多様な労働力の確保と、労働環境の整備等による生産性が高く人に優しい職場環境づくり（以下「農業の「働き方改革」」という。）を一体的に行う取組を推進する。

これらにより、次世代を担う農業者となることを志向する就農希望者や新規就農者への資金の交付、法人雇用就農の促進、新規就農者の裾野拡大と農業者の経営力向上、労働力確保と農業の「働き方改革」の一体的推進の取組を行い、農政新時代に必要の人材力の強化を図る。

第2 事業の内容及び事業実施主体等

事業の内容及び事業実施主体等は別表のとおりとする。

第3 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して補助する。

第4 事業計画等

1 事業計画等の作成

(1) 事業計画の作成

別記1及び別記2に掲げる事業を実施する全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）は、当該別記1及び別記2に定めるところにより事業計画を作成し、農林水産省

経営局長（以下「経営局長」という。）に提出し、承認を得る。

(2) 公募事業計画の作成

別記3及び別記4に掲げる事業を実施する公募選定団体（経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。以下同じ。）は、当該別記3及び別記4に定めるところにより事業計画を作成し、経営局長に提出し、承認を得る。

(3) 都道府県事業計画の作成

別記3、別記4及び別記5に掲げる事業を実施する都道府県知事は、当該別記3、別記4及び別記5に定めるところにより都道府県事業計画を作成し、地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、承認を得る。

2 事業の着手

(1) 本事業については、原則として全国農業委員会ネットワーク機構、公募選定団体又は都道府県が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。

(2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、1の事業計画の承認後、その理由を具体的に明記した農業人材力強化総合支援事業交付決定前着手届（別紙様式第1号）を経営局長（ただし、別表の3の（1）のイ、（2）のイ及び（3）にあつては地方農政局長）に提出するものとする。

(3) （2）により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は補助金の交付が確実となつてから着手するものとする。全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県又は公募選定団体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

3 事業実績報告の作成

(1) 事業実績報告の作成

別記1及び別記2に掲げる事業を実施する全国農業委員会ネットワーク機構は、当該別記1及び別記2に定めるところにより事業実績報告を作成し、経営局長に報告する。

(2) 公募事業実績報告の作成

別記3及び別記4に掲げる事業を実施する公募選定団体は、当該別記3及び別記4に定めるところにより事業実績報告を作成し、経営局長に報告する。

(3) 都道府県事業実績報告

別記3、別記4及び別記5に掲げる事業を実施する都道府県知事は、当該別記3、別記4及び別記5に定めるところにより都道府県事業実績報告を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに地方農政局長に報告する。

第5 関係施策との連携

都道府県及び市町村は、本事業を実施するに当たり、人・農地問題解決加速化支

援事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）による人・農地プラン又は地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）による経営再開マスタープラン（以下合わせて「人・農地プラン」という。）の作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）や農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）に基づき地域で進められる農地集積の取組と連携しながら推進するよう努めるものとする。

第 6 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、青年農業者等育成センター（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 14 条の 11 に規定する拠点をいう。以下同じ。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 第 4 項に規定する者をいう。）、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

第 7 その他

本事業の具体的実行に関し、本実施要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、農林水産省就農・女性課に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。

附則（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、農業経営対策事業等実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 6627 号農林水産事務次官依命通知）及び農業経営対策事業等の実施について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 7014 号経営局長通知）は廃止する。
- 3 2 に掲げる通知に基づいて実施された事業であって、平成 23 年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則（平成 24 年 9 月 10 日付け 24 経営第 1782 号）

この要綱は、平成 24 年 9 月 10 日から施行する。

附則（平成 24 年 11 月 30 日付け 24 経営第 2521 号）

この要綱は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。

附則（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 経営第 3154 号）

- 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

る。ただし、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

- (1) 改正後の別記1の第7の1の(4)、2の(7)、3、第8の1の(5)のイ及び第9
- (2) 改正後の別記2の第4の3の(1)

附則（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 375 号）

- 1 この要綱は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1の第4の1、第5の1の(1)のイの(ア)、第6の1の(3)、第6の2の(3)、第8の1の(2)から(4)まで、第8の5の(1)並びに第9についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

附則（平成 25 年 6 月 7 日付け 25 経営第 788 号）

この要綱は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。

附則（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3141 号）

- 1 この要綱は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。なお、施行日までに申請のあったものについては、なお従前のおりとする。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1の第5の1の(1)のカ、第5の2の(1)のキ、第7の3の(1)、第7の3の(3)及び第7の3の(5)についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

附則（平成 26 年 2 月 26 日付け 25 経営第 3368 号）

- 1 この要綱は、平成 26 年 2 月 26 日から施行する。なお、施行日までに申請のあったものについては、なお従前のおりとする。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記2の第4の3の(4)のアについてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

附則（平成 26 年 3 月 28 日付け 25 経営第 3715 号）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成 27 年 2 月 3 日付け 26 経営第 2802 号）

- 1 この要綱は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。ただし、施行日までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記 1 第 6 の 1（3）、第 6 の 2（3）、第 7 の 1（3）及び第 7 の 2（3）についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。また、改正前の別記 1 の事業は「青年就農給付金基金事業」（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 経営第 3154 号農林水産事務次官依命通知による改正前の事業を除く。）に、別記 2 の事業は「農の雇用基金事業」に読み替える。
- 3 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の別記 1 の規定に基づき給付を受けている者が、改正後に別記 1 第 5 の 2（2）イに規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、夫婦合わせて改正後の同要綱の適用を受けるものとする。
- 4 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の別記 1 の規定に基づき給付を受けている者について、平成 26 年度補正予算により事業（経営開始型に限る。）を実施する場合は、別記 1 第 6 の 2（3）の規定にかかわらず、申請する給付金の対象期間の開始日前に給付申請をすることができるものとする。
- 5 平成 26 年度補正予算により別記 2 の事業を実施する場合は、別記 2 第 4 の 4（3）の規定にかかわらず、法人等就業研修生 1 人当たり、（2）のアの（ア）については 12 か月につき 116 万 4 千円、（2）のアの（イ）については 12 か月につき 3 万 6 千円をそれぞれ上限とする。

附則（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3530 号）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記 1 第 5 の 1（3）カ及び 2（3）カについてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。
- 3 平成 26 年度補正予算により別記 2 の事業を実施している場合は第 6 の 6 の（1）で行う定期的な研修実施状況の確認については、補正予算で実施する研修中に 1 回、補正予算で実施する研修終了後は年度毎に概ね 6 か月おきに行うものとする。

附則（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 経営第 3374 号）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

のとする。ただし、改正後の別記2第4の1(1)ス、第6の2(5)及び7(2)については、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

- 3 この通知の施行に伴い、被災者向け農の雇用事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2238号農林水産事務次官依命通知。以下「被災者向け実施要綱」という。)は廃止する。
- 4 この通知による廃止前の被災者向け実施要綱により実施された事業であって、平成27年度以前の予算に係る事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、同要綱の第4の(5)については、改正後の本要綱別記2第7の5を適用するものとする。

附則(平成28年5月9日付け28経営第470号)

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

附則(平成29年4月1日付け28経営第2755号)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。また、改正前の別記1の「給付金」は「資金」に、「給付」は「交付」に読み替える。改正後の別記2第6の2の(5)及び7の(2)については、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。
- 3 平成27年2月3日付け26経営第2802号による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の別記1の規定に基づき給付を受けている者が、この通知の改正後に別記1の第5の2(2)アに規定する交付金額変動の仕組みによる交付を希望する場合は、改正後の同要綱の同規定の適用を受けるものとする。

附則(平成29年7月13日付け29経営第1015号)

この要綱は、平成29年7月13日から施行する。

附則(平成29年8月29日付け29経営第1352号)

この要綱は、平成29年8月29日から施行する。

附則(平成30年3月28日付け29経営第3494号)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1別紙様式第9-1号、別紙様式第9-1号-1、別紙様式第9-3号、別紙様式第19号、参考様式：旧別紙様式第16号の改正部分、別記2第6の5の(2)ア及びイについてはこの通知による改正後を適用するものとする。

附則(平成30年8月2日付け30経営第1053号)

- 1 この要綱は、平成 30 年 8 月 2 日から施行する。

附則（平成 30 年 10 月 9 日付け 30 経営第 1503 号）

この要綱は、平成 30 年 10 月 9 日から施行する。

附則（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 経営第 3058 号）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記 1 の第 5 の 1 の（3）のオ、第 5 の 2 の（3）のオ、第 7 の 1 の（4）、第 7 の 2 の（4）別紙様式第 5 号及び別紙様式第 17-1 号については、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。
- 3 この通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の別記 1 の規定に基づき交付を受けている者が、改正後に別記 1 第 5 の 2（2）イに規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、改正後の同要綱の別記 1 第 5 の 2（1）アを適用するものとする。
- 4 この通知の施行後 2 年を目途として、別記 2 における「次世代人材受入法人等」に関する規定について見直しを行うものとする。

附則（令和 元 年 5 月 8 日付け 元 経営第 2 号）

- 1 この通知は、令和元年 5 月 8 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

事業内容	事業実施主体	補助率
<p>1 農業次世代人材投資事業（別記1）</p> <p>ア 準備型 就農に向けて、都道府県等が就農に有効と認める研修を実施する道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関等（ただし、先進農家又は先進農業法人は除く。以下「研修機関等」という。）において研修を受ける者に対して資金を交付する事業。</p> <p>イ 経営開始型 経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業。</p> <p>ウ 経営発展支援金事業 新規就農者の経営発展に向けた取組を支援する事業。</p>	<p>全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、市町村</p>	<p>定額</p>
<p>2 農の雇用事業（別記2） 農業法人等が実施する以下の研修等に必要となる費用の助成を行う事業。</p> <p>ア 新規就農者並びに平成28年熊本地震及び平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨（以下「平成30年7月豪雨等」という。）による被災農業者を雇用して実施する就農後の実践研修等</p> <p>イ 職員等を他の法人に派遣して実施する研修</p>	<p>全国農業委員会ネットワーク機構</p>	<p>定額</p>
<p>3 農業経営確立支援事業 （1）農業経営者育成教育事業（別記3） 今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするため、就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対して、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する農業経営者教育機関等に対し、以下の支援を行う事業。</p> <p>ア 高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関への支援</p>	<p>公募選定団体</p>	<p>定額</p>

<p>イ 地域の農業経営者教育の中核教育機関への支援</p>	<p>別記3に基づき、都道府県が地域の中核的役割を果たすと認める教育機関</p>	<p>定額、1/2以内</p>
<p>(2) 新規就農意欲喚起・相談等支援事業（別記4） 若者の就農意欲を喚起し、就農までつなげるとともに、産地における労働力不足に対応するため、以下の取組を支援する事業。</p>		
<p>ア 先進経営体の活躍と働き方の見える化への支援 農業を知る段階から体験・相談する段階までの取組が一体的かつ円滑に推進されるようコーディネートを実施するとともに、魅力ある農業経営体の見える化等を通じ、職業としての農業を知るための取組を実施する事業。</p>	<p>公募選定団体</p>	<p>定額</p>
<p>イ 若者の就農意欲喚起の取組への支援 大学生や高校生等の若者に対し、先進的な農業経営を知る機会や先端的な技術を学ぶ機会の提供等就農意欲を喚起するための取組を支援する事業。</p>	<p>都道府県、市町村又は民間団体等（別記4第4の2の(2)の構成員である者）</p>	<p>1/2 以内</p>
<p>ウ 新規就農相談等支援体制の整備への支援 就農希望者等に対する就農相談会、就業前の短期就業体験を実施する事業。</p>	<p>公募選定団体</p>	<p>定額</p>
<p>エ 農業の新しい働き方確立への支援 労働力需給の実態調査や、労働力募集等の労働力確保の取組と、労働環境の整備等の農業の「働き方改革」を一体的に行う産地の取組を支援する事業。</p>	<p>公募選定団体</p>	<p>定額</p>
<p>(3) 農業経営塾創出・展開支援事業（別記5） 農業者が営農しながら体系的に経営を学べる「農業経営塾」の創出・展開のための取組を支援する事業。</p>	<p>都道府県、民間団体等</p>	<p>定額</p>

番 号
令和 年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道・公募選定事業にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

○ ○ ○ ○

農業人材力強化総合支援事業交付決定前着手届

事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費	着手予定		完了予定 年月日	理 由
		うち国費	年月日		

(別記1)

農業次世代人材投資事業

第1 事業の内容

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付する。

第2 事業の種類

1 準備型

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者に対して、資金を交付する事業

2 経営開始型

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、資金を交付する事業

3 推進事業

都道府県及び市町村等が実施する資金の交付等に係る推進事務を行う事業

4 経営発展支援金事業

経営開始型の交付対象者のさらなる経営発展を支援するための支援金を交付する事業

第3 事業の仕組み

1 国は、事業実施主体に対して、補助金を交付する。

2 事業実施主体は、本事業に要する経費を都道府県に補助する。

第4 交付主体

1 準備型

都道府県又は青年農業者等育成センター

ただし、第8の3に定める全国型教育機関における研修については、事業実施主体から交付することもできる。

2 経営開始型

市町村

ただし、平成29年度以降の新規交付対象者に対する交付は、第7の2（11）に定めるサポート体制を構築している市町村に限る。

3 経営発展支援金事業

第5 農業次世代人材投資資金の交付要件等

交付主体は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で資金を交付する。

1 準備型

(1) 準備型の交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

ア 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

イ 第6の1の(1)の研修計画(別紙様式第1号)が次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると都道府県(第8の3に定める全国型教育機関にあっては事業実施主体)が認めた研修機関等で研修を受けること。

(イ) 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

(ウ) 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

a 就農後5年以内の実現する農業経営の内容が明確であること。

b aの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。

ウ 常勤(週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。)の雇用契約を締結していないこと。

エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

オ 研修終了後に親元就農(親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。)する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任や役割(農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等)を明確にすること、及び就農後5年以内に当該農業経営を継承し又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。以下「農業経営を継承」という。)とすることを確約すること。

カ 研修終了後に独立・自営就農(2の(1)イに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。)する予定の場合にあっては、就農後5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

キ 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク(以下「一農ネット」という。)に加入していること。

(2) 交付金額及び交付期間

資金の額は、交付期間1年につき1人あたり最大150万円とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、平成30年4月以降に研修を開始する者であって、(1)の(ウ)の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は交付主体は資金の交付を停止する。

ア (1)の要件を満たさなくなった場合。

イ 研修を途中で中止した場合。

ウ 研修を途中で休止した場合。

エ 第6の1の(4)の報告を行わなかった場合。

オ 第7の1の(4)の研修実施状況の現地確認等により、「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」(平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性課長通知)(以下「交付対象者の考え方」という)を満たさず、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合(例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など)。

カ 第11の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

(4)次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として交付主体が認めた場合(イの(ク)に該当する場合は除く。)はこの限りでない。

ア 一部返還

(ア)(3)のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。

(イ)(3)のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

イ 全額返還

(ア)(3)のオに該当した場合。

(イ)研修(第6の1の(7)のアの継続研修を含む。以下同じ。)終了後(研修中止後を含む。以下同じ。)1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農(農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。)又は親元就農しなかった場合。ただし、第6の1の(7)のウによる手続を行い、研修終了から1年経過後原則1年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

(ウ)(2)のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に(1)のイ(ウ)のaの農業経営を実現できなかった場合

(エ)親元就農をした者が、(1)のオで確約したことを実施しなかった場合。

(オ)独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

(カ)独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍((2)のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ)又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した場合を除く。

(キ)交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で第6の1の(7)の報告を行わなかった場合。

(ク)虚偽の申請等を行った場合。

2 経営開始型

- (1) 経営開始型の交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。
- ア 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
 - イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
 - (ア) 農地の所有権又は利用権（農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの及び特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。
 - (イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
 - (ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - (エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - (オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
 - ウ 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く
 - エ 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料（別紙様式第2号）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。
 - (ア) 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
 - (イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
 - オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする（なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、イの（ア）及び（イ）の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、（ウ）及び（エ）の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。）。
 - カ 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱に定める実質化された人・農地プラン等をいう。以下別記1において同じ。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。）。
 - キ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、かつ、原則として別記2に掲げる農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。

ク 原則として一農ネットに加入していること。

ケ 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。

コ 平成26年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(2) 交付金額及び交付期間

ア 資金の額は、経営開始初年度は、交付期間1年につき1人あたり150万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。以下同じ。）を減じた額に3/5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。また、交付期間は最長5年間（平成30年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで）とする。

イ 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、(2)のアの額に1.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。

(ア) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(イ) 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。

(ウ) 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ(2)のアの額を交付する。

なお、経営開始後5年以上経過している農業者が法人を経営する場合は、交付の対象外とする。

(3) 次に掲げる事項に該当する場合は交付主体は資金の交付を停止する。

ア (1)の要件を満たさなくなった場合。

イ 農業経営を中止した場合。

ウ 農業経営を休止した場合。

エ 第6の2の(6)の報告を行わなかった場合。

オ 第7の2の(4)の就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさず、適切な農業経営を行っていないと交付主体が判断した場合（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合、交付主体から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など）。

カ 第11の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

キ 第7の2(5)の中間評価によりC評価相当と判断された場合

ク 交付対象者の前年の総所得が350万円以上であった場合（その後、350万円を下回った場合は、翌年から交付を再開することができる。）。

- (4) 次に掲げる要件に該当する場合は交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として交付主体が認めたときは、この限りでない。
- ア (3) のアからカまでに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。
- イ 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。
- ウ 経営開始型の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第6の2の（6）のウの手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者及び第7の2（5）の中間評価によりC評価相当とされた者を除く。

第6 交付対象者の手続

1 準備型

(1) 研修計画の承認申請

準備型の交付を受けようとする者は、研修計画（別紙様式第1号）を作成し、交付主体に承認申請する。

(2) 研修計画の変更申請

(1) の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、計画の変更を申請する（研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月毎の研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合は除く。）。

(3) 交付申請

(1) の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第3号）を作成し、交付主体に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、交付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は研修期間を月割にして算出するものとする。

(4) 研修状況報告

準備型の交付を受けた者（以下「準備型交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第4号）を交付主体に提出する。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、1か月以内に行う。

(5) 交付の中止

準備型交付対象者は、準備型の受給を中止する場合は交付主体に中止届（別紙様式第6号）を提出する。

(6) 交付の休止

ア 準備型交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は交付主体に休止届（別紙様式第7号）を提出する。

イ アの休止届を提出した準備型交付対象者が研修を再開する場合は研修再開

届（別紙様式第8号）を提出する。

ウ 準備型交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、イの研修再開届と合わせて（2）の手續に準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

（7）研修終了後の報告

ア 就農状況報告

準備型交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにどの直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第9号）を交付主体に提出する。

なお、準備型の受給終了後、引き続き受給対象となった研修に準ずる研修（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第10号）を作成し、（1）の手續に準じて、交付主体に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（別紙様式第11号）を交付主体に提出する。継続研修は準備型受給終了後1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として2年以内とする。

継続研修を行う場合、第5の1の（4）のイの（イ）の研修終了後1年以内とは継続研修の終了後1年以内とする。また、継続研修の期間中は（4）の規定に準じて、交付主体に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

イ 住所等変更報告

準備型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を交付主体に提出する。

ウ 就農遅延報告

準備型交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、交付主体に就農遅延届（別紙様式第13号）を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から1年経過後原則1年以内とする。

エ 就農報告

準備型交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農報告（別紙様式第14号）を交付主体に提出する。

オ 就農中断報告

準備型交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに交付主体に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。

（8）返還免除

準備型交付対象者は、第5の1の（4）の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第18号）を交付主体に提出する。

（9）申請窓口

ア 研修予定地の都道府県の交付主体が申請の窓口となり、交付することを基本

とする。

ただし、第8の3に定める全国型教育機関における研修で事業実施主体から交付を受ける場合、全国型教育機関が申請の窓口となることを基本とする。

イ 準備型交付対象者の就農地が既に決まっている場合、研修を受けようとする都道府県の交付主体と就農予定地の都道府県の交付主体が調整の上、就農予定地の都道府県の交付主体から交付することができる。

ウ 交付主体と就農予定地の市町村が調整の上、市町村を申請の窓口とすることができる。

2 経営開始型

(1) 青年等就農計画等の承認申請

経営開始型の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、交付主体に承認申請する。

(2) 青年等就農計画等の変更申請

(1)の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。）。

(3) 交付申請

(1)の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第19号）を作成し、交付主体に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、申請の対象は、平成30年4月以降の農業経営とする。

(4) 交付の中止

経営開始型の交付を受けた者（以下「開始型交付対象者」という。）は、経営開始型の受給を中止する場合は交付主体に中止届（別紙様式第6号）を提出する。

(5) 交付の休止

ア 開始型交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は交付主体に休止届（別紙様式第7号）を提出する。

イ アの休止届を提出した開始型交付対象者が就農を再開する場合は経営再開届（別紙様式第20号）を提出する。

ウ 開始型交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、イの経営再開届と合わせて(2)の手続に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第5の2の(2)のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

(6) 就農報告等

ア 就農状況報告

開始型交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別紙様式第9号）を交付主体に提出する。

また、交付期間終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月

の作業日誌（別紙様式第9-1号-1）を交付主体に提出する。

なお、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届（別紙様式第21号）を提出する。

イ 住所等変更報告

開始型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を交付主体に提出する。

ウ 就農中断報告

開始型交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに交付主体に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。

(7) 返還免除

開始型交付対象者は、第5の2の(4)の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第18号）を交付主体に提出する。

(8) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 人・農地プランの策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

第7 交付主体の手続等

1 準備型

(1) 研修計画の承認

交付主体は、準備型の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査する。

審査の結果、第5の1の(1)の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、都道府県普及指導センター等の関係機関を含めた関係者で面接等の実施により行うものとする。

(2) 研修計画の変更の承認

交付主体は、研修計画の変更申請があった場合は、(1)の手続に準じて、承認する。

(3) 資金の交付

資金の交付申請を受けた交付主体は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、研修計画の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、交付主体の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

(4) 研修実施状況の確認

研修状況報告を受けた交付主体は、研修機関や都道府県普及指導センター等の

関係機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。また、必要な場合は道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関や都道府県普及指導センター等の関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第5号）を使い、以下の方法により行う。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

ア 交付対象者への面談

（ア）研修に対する取組状況

（イ）技術の習得状況

（ウ）就農に向けた準備状況

イ 指導者への面談

（ア）研修に対する取組状況

（イ）技術の習得状況

（ウ）就農に向けた準備状況ウ

書類確認

（ア）成績表（成績表が発行されている場合）

（イ）出席状況

（5）継続研修計画の承認

継続研修計画の提出を受けた交付主体は、（1）の手順に準じて承認する。ただし、この場合、「第5の1の（1）の要件」を「第5の1の（1）のア及びイの要件」と読み替えるものとする。

（6）研修終了後の確認

ア 就農状況の確認

交付主体は、就農状況報告の提出のあった準備型交付対象者の就農状況を、準備型交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、第5の1の（1）のオに掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

確認は以下のとおり行うこととし、資金を交付した交付主体の都道府県と異なる都道府県に就農した者及び事業実施主体が資金を交付した者については、就農先の都道府県と協力し、確認する。

（ア）開始型交付対象者

2の（4）のアによる確認結果について、3の（2）のデータベースに照会する。

（イ）農の雇用事業の研修生となっている者

別記2の第6の6による確認結果について、農の雇用事業の事業実施主体に照会する。

（ウ）（ア）又は（イ）以外の者

2の（4）のアに準じて確認する。

イ 就農遅延者の状況確認

交付主体は、準備型交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がや

むを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期間は研修終了から1年経過後原則1年以内とする。また、交付主体は就農遅延届の提出があった準備型交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

ウ 農地の権利設定の確認

交付主体は、独立・自営就農する準備型交付対象者から就農報告の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

エ 就農中断者の状況確認

交付主体は、準備型交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、交付主体は就農中断届の提出のあった準備型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

(7) 交付の中止

交付主体は、準備型交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第5の1の(3)のア、イ、エ若しくはオのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

(8) 交付の休止

ア 交付主体は、準備型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 交付主体は、準備型交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができるものと認められる場合は、資金の交付を再開する。

(9) 返還免除

交付主体は、準備型交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第5の1の(4)のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

(10) 申請窓口

ア 研修予定地の都道府県の交付主体が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

ただし、第8の3に定める全国型教育機関における研修で事業実施主体から交付を受ける場合、全国型教育機関が申請の窓口となることを基本とする。

イ 準備型交付対象者の就農地が既に決まっている場合、研修を受けようとする都道府県の交付主体と就農予定地の都道府県の交付主体が調整の上、就農予定地の都道府県の交付主体から交付することができる。

ウ 交付主体は、準備型交付対象者の就農予定地の市町村との調整の上、市町村を申請の窓口とすることができる。

(11) 交付情報等の登録

交付主体は、研修計画や交付申請書等の提出があった場合、農業次世代人材投資資金交付対象者データベース（以下「データベース」という。）に交付情報等を速やかに登録するものとする。

2 経営開始型

(1) 青年等就農計画等の承認

交付主体は、経営開始型の交付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。

審査の結果、第5の2の(1)の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、都道府県普及指導センター等の関係機関や(11)のサポート体制の関係者による面接等の実施により行うものとする。

(2) 青年等就農計画等の変更の承認

交付主体は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、(1)の手続に準じて、承認する。

(3) 資金の交付

資金の交付申請を受けた交付主体は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、交付主体の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

(4) 就農期間中の確認

ア 就農状況の確認

就農状況報告を受けた交付主体は、(11)のサポートチームを中心に、都道府県普及指導センター等の関係機関や指導農業士等の関係者と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、(11)のサポートチームを中心に、都道府県普及指導センター等の関係機関や指導農業士等の関係者と連携して適切な指導を行う。

確認は、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第17号)を使い、以下の方法により行う。

(ア) 開始型交付対象者への面談

- a 営農に対する取組状況
- b 栽培・経営管理状況
- c 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- d 労働環境等に対する取組状況

(イ) 圃場確認

- a 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- b 農作物を適切に生産しているか

(ウ) 書類確認

- a 作業日誌
- b 帳簿
- c 農地基本台帳の写し

イ 就農中断者の状況確認

交付主体は、開始型交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、交付主体は就農中断届の提出のあった開始型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

(5) 交付対象者の中間評価

交付主体は、開始型交付対象者の交付期間2年目が終了した時点で、当該開始型交付対象者の中間評価を実施する。

中間評価は、以下の方法により行う。

ア 評価会の設置

交付主体は、(11)のサポートチーム、都道府県普及指導センター等の関係機関や指導農業士等の関係者で構成する評価会を設置する。

イ 評価方法

交付主体は、農業経営基盤強化促進基本構想の考え方や(1)の審査の観点等を参考に評価項目、評価基準を設定し、評価会において就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等も参考にしながら、原則として面接により実施し、ウの評価区分のうち該当するものに決定する。

ウ 評価区分

評価区分は、原則としてA(良好)、B(やや不良)、C(不良)の3段階とする。

エ 評価結果の取り扱い

交付主体は、A評価相当の交付対象者については、引き続き交付を継続する。なお、A評価相当の交付対象者のうち希望する者については、第10の経営発展支援金を交付する。また、B評価相当の者については、サポートチームを中心とした重点指導の対象者として認定し、1年間、重点指導を行いつつ交付を継続し、再度、中間評価に準じた評価を行う。C評価相当の者については、資金の交付を中止する。

オ その他

平成28年度以前に交付対象となった者についても、交付期間中に評価を実施するものとする。

(6) 交付の中止

交付主体は、開始型交付対象者から中止届の提出があった場合又は第5の2の(3)のア、イ若しくはエからキまでのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。また、第10の経営発展支援金の交付を受けた者については、交付3年目以降の交付を中止する。

(7) 交付の休止

ア 交付主体は、開始型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 交付主体は、開始型交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

(8) 返還免除

交付主体は、開始型交付対象者から提出された返還免除申請の申請内容が第5の2の(4)のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

(9) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実に見込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを

基本とする。

イ 人・農地プラン策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

(10) 交付情報等の登録

交付主体は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(11) サポート体制の整備

交付主体は、平成29年度以降の新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。また、同体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（サポートチーム）を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。

サポートチームは、原則として10月と4月の年2回、交付対象者を訪問し、経営状況の把握及び諸課題の相談に対応し、サポートチーム活動記録（別紙様式第17-4号）を取りまとめるものとする。

また、(5)の中間評価においてB評価相当とされた者に対し、評価結果を踏まえた重点指導案を取りまとめ、翌年1年間、指導を行うものとする。

(12) 交流会の開催

都道府県は、交付対象者を含む新規就農者等の交流会を開催するものとする。

(13) 農業共済等の積極的活用

交付主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

3 交付対象者情報の共有

(1) 事業実施主体は交付対象者の資金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

また、国、事業実施主体及び交付主体等は交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

(2) (1)を実施するため、事業実施主体は、交付情報等に関するデータベースを作成し、運用するものとする。また、データベースにおける交付主体による交付情報の登録状況を確認し、登録及び更新が適切に行われていない場合は、交付主体等に対し、速やかに登録等を完了させるよう促す等、登録状況の管理を適切に行うものとする。なお、データベースを作成し、又は変更したときは、データベースのシステムソフトウェアの複製を国に提出するものとする。

(3) 交付主体等（準備型の交付主体が青年農業者育成センターの場合は都道府県を含む。）は(2)のデータベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(4) 交付対象者が準備型の資金の交付を受けた都道府県と異なる都道府県で就農した場合及び事業実施主体が資金を交付した者が就農した場合は、就農地の都道府県は就農状況の確認に協力する。

- (5) 国、事業実施主体及び交付主体等は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第22号により適切に取り扱うものとする。

第8 事業計画等

1 事業計画の作成

(1) 農業次世代人材投資事業計画の作成

ア 事業実施主体は、農業次世代人材投資事業計画（別紙様式第23号）を作成し、経営局長の承認を得る。

イ アの承認を受けた農業次世代人材投資事業計画を変更し、第2の1及び2の経費を3に流用する場合は、経営局長の承認を得る。

(2) 都道府県農業次世代人材投資事業計画の作成

ア 都道府県は、都道府県農業次世代人材投資事業計画（別紙様式第24号）を作成し、地方農政局長の承認を得る。

イ 地方農政局長は、アの承認後、承認した都道府県農業次世代人材投資事業計画を経営局長に報告する。

ウ イの報告を受けた経営局長は、都道府県農業次世代人材投資事業計画を事業実施主体に通知する。

(3) 経営開始型等交付計画の作成

市町村は、経営開始型等交付計画（別紙様式第25号）を作成し、都道府県の承認を得る。

(4) 準備型交付計画の作成

青年農業者等育成センターが準備型の交付主体である場合は、青年農業者等育成センターは準備型交付計画（別紙様式第26号）を作成し、都道府県の承認を得る。

(5) 計画の重要な変更

(2)の都道府県農業次世代人材投資事業計画、(3)の経営開始型等交付計画、及び(4)の準備型交付計画について以下の項目につき変更を行う場合は、それぞれの手続に準じて行うものとする。

ア 新規就農者数に関する目標

イ 資金の交付計画における資金総額

ウ 経営発展支援金の交付計画における支援金総額

エ 準備型の交付主体及び研修機関等

オ 推進事業費の増加

2 事業実施主体から都道府県への補助

(1) 1の(2)の承認を受けた都道府県は、承認された計画の範囲内で補助金の支払いを請求するときは、支払請求書（別紙様式第27号）を事業実施主体に提出する。

(2) (1)の提出を受けた事業実施主体は、都道府県に補助金を支払う。

3 全国型教育機関

所在する都道府県への就農を基本としていない教育機関（以下「全国型教育機関」という。）で研修を受ける就農希望者に対しては、事業実施主体から準備型を交付することができる。

4 資金の管理

- (1) 事業実施主体は、平成27年2月3日より前に国から交付された補助金により積み立てられた青年就農給付金事業資金（以下「既存資金」という。）と、平成27年2月3日以降に交付された補助金を区別して経理するものとする。
- (2) 事業実施主体は、金融機関への預金により既存資金を運用する。
- (3) 事業実施主体は、既存資金の管理、個人情報取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成し、又は変更したときは、経営局長の承認を得る。
- (4) 事業実施主体は、既存資金の運用収入及び既存資金の取崩しによる収入については本事業の実施に要する経費に充当するものとし、他の費用に充当してはならない。
- (5) 事業実施主体は、平成27年2月3日より前に申請のあった者の都道府県からの補助金の返還又は準備型交付対象者からの給付金の返還があった場合は、これを既存資金に繰り入れるものとする。
- (6) 事業実施主体は、既存資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合又は平成32年3月31日において既存資金に残余がある場合は、国に返還する。
また、国は上記の場合以外でも「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」3の（4）のアを準用し、使用見込みの低い既存資金があると認めるときは、当該残額を納付させることがある。

5 事業実績報告の作成

(1) 農業次世代人材投資事業実績報告の作成

事業実施主体は、毎年度の事業の完了後、農業次世代人材投資事業実績報告（別紙様式第23号）を9月末までに経営局長に報告する。また、既存資金による事業については、毎年度の当該事業の完了後、青年就農給付金基金事業資金決算報告書（別紙様式第28号）を6月末までに経営局長に報告する。実績報告の作成に当たり、全国型教育機関と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況の評価を行うこととする。

(2) 都道府県農業次世代人材投資事業実績報告の作成

ア 都道府県は、都道府県農業次世代人材投資事業実績報告（別紙様式第24号）を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに地方農政局長に報告する。

都道府県が準備型の交付主体である場合は、都道府県農業次世代人材投資事業実績報告の作成に当たり、研修機関等と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況の評価を行うこととする。

イ 地方農政局長は、アの報告を受けた後、当該都道府県農業次世代人材投資事業実績報告を経営局長に報告する。

ウ イの報告を受けた経営局長は、都道府県農業次世代人材投資事業実績報告を

事業実施主体に通知する。

(3) 経営開始型等交付実績報告の作成

市町村は、経営開始型等交付実績報告（別紙様式第25号）を作成し、都道府県に報告する。

なお、経営開始型等交付実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況の評価を行うこととする。

(4) 準備型交付実績報告の作成

青年農業者等育成センターが準備型の交付主体である場合は、青年農業者等育成センターは、準備型交付実績報告（別紙様式第26号）を作成し、都道府県に報告する。

なお、準備型交付実績報告の作成に当たっては、研修機関等と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況の評価を行うこととする。

(5) 国によるフォローアップ

国は（1）及び（2）の報告を踏まえ、必要に応じ、事業実施主体及び都道府県に対し、指導助言を行うものとする。

第9 推進事業

資金の交付事業を推進するため、交付主体等（交付主体（経営開始型にあつては都道府県を含む。）又は事業実施主体をいう。以下この第9において同じ。）は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業費の対象経費は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることのできるものとする。

- 1 資金の交付事業の実施に関する事務
- 2 資金の交付事業の普及活動
- 3 資金の交付事業の交付対象者の指導活動

第10 経営発展支援金事業

1 交付対象者

第7の2（5）の中間評価でA評価相当とされた者のうち、経営発展支援金（以下「支援金」という。）の交付を希望する者。

2 交付の手續

- (1) 支援金の交付を希望する者は、経営発展支援金交付申請書（別紙様式第2号の別添8。以下「申請書」という。）を交付主体に提出する。
- (2) 交付主体は、申請書の内容を審査し、交付対象者のさらなる経営発展につながる取組であると認める場合は、承認し、審査結果を交付対象者に通知するとともに、支援金を交付する。
- (3) 交付対象者は、承認された内容を実施し、事業完了（取組終了）後1か月以内又は該当事業年度の3月末日までに経営発展支援金実績報告書（別紙様式第2号の別添8。以下「実績報告書」という。）を提出し、承認を得る。

(4) 交付主体は、(3)の実績報告書の内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算を行う。

3 交付額

2の(2)で承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額とし、交付対象者が交付3年目に経営開始型の資金の交付を受けた場合の交付額の2倍又は150万円のいずれか低い額以内の額とする。

4 支援対象期間

(1) 支援対象期間は最長1年間とする。

(2) 支援の対象となる取組が年度を跨ぐことも可能とする。この場合、交付対象者は年度内に一度、2の(3)の実績報告、交付主体は2の(4)の精算を行うものとし、交付対象者は翌年度に再度、2の(1)の交付申請を行うものとする。

5 その他

交付対象者が融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担部分に充当することも可能とする。

第11 効率的かつ適正な執行の確保

1 交付主体は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めることを十分周知する。

2 国は、交付主体等の協力を得て、交付主体等が新規就農者の確保及び就農後の定着に成功した優良事例を収集・整理し、関係機関に提供するとともに、関係機関がこれらの事例を参考として新規就農者の確保及び定着に向けた取組を行うよう指導する。

3 国は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、事業実施主体、都道府県、市町村、本事業に関係する機関及び交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。

4 国は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表する。

(別表)

推進事業費

区分	内容	注意点
謝金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	根拠ある単価を設定のこと
旅費	事業を実施するために直接に必要な交付主体等の経費及び専門家等に支払う経費	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時的に雇用した者、事業実施主体又は青年農業者等育成センター職員に対して支払う実働に応じた対価、都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価)、共済費(臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等	
委託費	本事業を他の者に委託するために必要な経費	

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず交付主体等で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)により行うものとする。

研 修 計 画

令和 年 月 日

殿

住 所：
氏 名： 印
[申請者] 電話番号：
(生年月日： 年 月 日： 歳)
メールアドレス：

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の1の（1）の規定に基づき研修計画の承認を申請します。

なお、第7の3の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

また、実施要綱の規定を遵守し、就農するため研修に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名又は押印を添えて*5）誓約します。

1 農業を始めようと思った理由

--

2 就農時に係る計画

就農希望地		就農予定時期	年 月
-------	--	--------	-----

② 交付期間（準備型）

年 月 日 ~ 年 月

5 その他

常勤の雇用契約の締結	<input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない
青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）への加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない
世帯全体の所得* ₄	万円

6 保証人*₅

住所 氏名	印
住所 氏名	印

添付書類

- 別添1：受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類
- 別添2：履歴書
- 別添3：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
- 別添4：確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合。）
- 別添5：前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）

- * 1 就農5年後の目標を記入する（雇用就農又は親元就農の場合は記入不要）。
- * 2 別記1第5の1の（1）のイ（エ）の場合は、a及びbについて記載する。
- * 3 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。
- * 4 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。
「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。
- * 5 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、研修計画の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

履 歴 書

1. 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齡	性 別	電 話 番 号
氏 名	印	昭和 平成 年 月 日 年 月 日	歳	1. 男 2. 女	

2. 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3. 学歴等

	年	月	学歴・職歴(各別に記入)				
	履 歴						
					年	月	免許・資格

確 約 書

令和 年 月 日

殿

住 所：

[申請者]

氏 名：

印

(生年月日： 年 月 日： 歳)

私は、研修終了後に親元就農する予定であるため、農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき、下記の事項を実施することを確約します。

なお、同要綱の規定が遵守できなかった場合は、当該資金を全額返還いたします。

記

- 1 就農に当たって家族経営協定等を締結し、私の責任や役割を明確に規定すること。
- 2 就農後5年以内に、当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者となる（親族との共同経営者になる場合を含む。）こと。

(親元就農先)

経営主の氏名 (法人化している場合は 法人名も)	
経営主の住所 (法人化している場合は 所在地も)	

(当該農業経営を継承する又は当該法人の経営者となる予定の時期)

年 月

農業次世代人材投資資金申請追加資料

令和 年 月 日

殿

住所：
[申請者]氏名： 印
(生年月日： 年 月 日： 歳)

農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。
なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを(保証人の署名又は押印を添えて*2)誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置付け等

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間（経営開始型）

年 月 ～ 年 月

5 過去の研修等の経験（準備型交付期間）

年 月 日 ～ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定(月) <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 (例:生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない
青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)への加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない
世帯全体の所得* ₁	万円

7 保証人*₂

住所 氏名	印
住所 氏名	印

添付書類

別添1:収支計画

別添2:履歴書

別添3:離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)

別添4:経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等)

別添5:経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合)の写しなど)

別添6:農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳及び契約書等の写し

別添7:通帳の写し

別添8:経営発展支援金交付申請書(支援金の申請を認められた場合)

別添9:前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)

*1 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

*2 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

収 支 計 画

*既に農業経営を開始している場合は実績を記載

計 画		計 画 1 年目	計 画 2 年目	計 画 3 年目	計 画 4 年目	計 画 5 年目	
農 業 収 入	〇〇 (作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
	その他						
	農業次世代人材投資資金*						
	収入計 ① (資金を除く)						

計 画		計 画 1 年目	計 画 2 年目	計 画 3 年目	計 画 4 年目	計 画 5 年目
農 業 経 営 費	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計 ②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計 ①-②					
---------	--	--	--	--	--

※ 経営開始1年目は 150 万円。経営開始2年目以降は (350 万円-前年の総所得) ×3/5 により得られた額。ただし、前年の総所得が 100 万円未満の場合は 150 万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の 1.5 倍。

履 歴 書

1. 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齢	性 別	電 話 番 号
氏 名	印	昭和 年 月 日 平成 年 月 日		1. 男 2. 女	

2. 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3. 学歴等

	年	月	学歴・職歴 (各別に記入)				
	履 歴						
					年	月	免許・資格

経営発展支援金交付申請（実績報告）書

令和 年 月 日

殿

住所：
 [申請者]
 氏名： 印
 （生年月日： 年 月 日： 歳）

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 10 の 2 の (1) ₍₁₎ の規定に基づき、下記のとおり経営発展支援金の交付を申請 (2) します。

下線部（1）は、実績報告の場合は（3）
 （2）は、実績報告の場合は、「実績を報告」とする。

記

1 経営発展に向けた具体的な取組内容

2 経費の配分（実績）

取組内容	事業費（A+B）	経営発展支援金（A）	その他（B）	備考
	円	円	円	
合 計				

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

添付資料：取組内容に実際の取組にかかる金額（実績額）が確認できる見積書※1、納品書※2、領収書※2等
 ※1は申請時、※2は実績報告時

農業次世代人材投資資金（準備型）交付申請書

令和 年 月 日

殿

氏 名

印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の1の（3）の規定に基づき農業次世代人材投資資金（準備型）の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日				
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日				
交付申請額				0	0	0	円
常勤の雇用契約の締結	<input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない						
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない						

資金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金					店・所	出張所
	金 融 機 関 コ ー ド						
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号		
	郵便局	記号				(当座)番号	
口座名義人	(ふりがな) 氏 名						

添付書類

- ・ 身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）※
- ・ 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

※ 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。

研修状況報告書

研修○年目・交付開始○年目 前半・後半（○～○月分）

令和 年 月 日

殿

氏名

印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の1の（4）の規定に基づき研修状況報告を提出します。

1 研修実施状況

①学んだ内容	②習得度	③今後の課題

2 就農に向けた今後の課題、身につける技術など

--

3 就農に向けた準備状況

--

添付書類

1. 成績表の写し（成績表が発行されている場合）
 2. 出席状況が分かる資料（出席簿の写し、研修日誌等）
- ※ 下線部は継続研修の場合は「（7）の規定に基づき」

研修状況確認チェックリスト(参考例)

※1 本様式は、研修状況の確認のためのチェックリストとして例を示したものです。本様式を参考に、研修内容やカリキュラムに合わせた形で研修状況の確認をしてください。
※2 確認に当たっては、交付対象者と研修指導者の両者から聞き取るとともに、実際の交付対象者の研修の実施状況も確認をしてください。

研修生住所:	
研修生氏名:	
確認者所属・名前:	
	確認日: 令和 年 月 日

1 交付対象者への面談用

(これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 研修に対する取組状況

a 研修への積極性について	積極的に取り組んでいる・ほぼ取り組んでいる・消極的である
b 情報収集について(勉強会への参加、質問・相談の状況等)	積極的に収集している・収集していない
c 指導者等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している・聞き入れられるが実践できていない・聞き入れない

イ 技術の習得状況

		今後の課題
a 栽培管理等の技術・知識の習得状況について		4: 研修内容を十分に理解し、1人で作業できる 3: 研修内容を理解し、1人で作業できるものの品質等は劣る 2: 研修内容は概ね理解しているものの指導を受けながらでないと作業できない 1: 研修内容を理解していき作業できない 0: まだ習っていない
[作物(畜種)名:]	4・3・2・1・0	
[作物(畜種)名:]	4・3・2・1・0	
[作物(畜種)名:]	4・3・2・1・0	
b 機械・施設の操作方法について		4: 研修内容を十分に理解し、1人で適切に操作できる 3: 研修内容を理解し、確認しながらであれば1人で操作できる 2: 研修内容は概ね理解しているものの指導を受けながらでないと操作できない 1: 研修内容を理解していき操作できない 0: まだ習っていない
[機械(施設)名:]	4・3・2・1・0	
[機械(施設)名:]	4・3・2・1・0	
[機械(施設)名:]	4・3・2・1・0	

c 農業経営に関する知識の習得状況について	4:理解している 3:一部分からないところがある 2:分らないことの方が多い 1:ほとんど分らない 0:まだ習っていない	今後の課題
販売促進の考え方	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
マーケティングの基礎	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
帳簿の付け方	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
財務諸表の読み方	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	

ウ 就農に向けた準備状況

(共通)

a 就農に向けた情報収集について	既に開始している ・ 開始していない
------------------	--------------------

(独立・自営就農希望の場合)

a 経営に関する計画の作成状況	作成済み ・ 作成中 ・ 情報収集中 ・ まだ着手していない
b 初期投資等の資金の確保について	確保済み ・ 見込みは立っている 準備を始めたが、見込みは立っていない ・ まだ着手していない
c 農地の確保について	確保済み ・ 交渉中 ・ 情報収集中 ・ まだ着手していない
d 人・農地プランへの位置づけについて	位置づけられている ・ 位置づけられる見込みである 話し合い中である ・ まだ働きかけをしていない

(雇用就農希望の場合)

a 農業法人や農家への就農に向けた活動について	内定済み ・ 就職活動中 ・ 情報収集中 ・ まだ活動していない
-------------------------	----------------------------------

(親元就農希望の場合)

a 就農先の経営内での自らの役割について	確定済み・検討中・まだ検討していない
b 継承への段取りについて	明確にスケジュールを立てられている・検討中 まだ検討していない

2 研修指導者への面談用

(これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 研修取組状況

a 研修への積極性について	積極的である・普通・消極的である
b 情報収集について(勉強会への参加、質問・相談の状況等)	積極的である・普通・消極的である
c 指導者等関係者の助言・指導への対応	聞き入れている・概ね聞き入れている・聞き入れない

イ 技術の習得状況

5:ほぼ完全に理解している。4:概ね(8割程度)理解している。3:普通(5割程度)理解している。2:やや理解が劣る。(3割程度) 1:理解していない。0:まだ習っていない。

	今後の課題
a 栽培管理の技術・知識の習得状況について	
[作物(畜種)名:]	5・4・3・2・1・0
[作物(畜種)名:]	5・4・3・2・1・0
[作物(畜種)名:]	5・4・3・2・1・0

	今後の課題
b 機械・施設の操作方法について	
[機械(施設)名:]	5・4・3・2・1・0
[機械(施設)名:]	5・4・3・2・1・0
[機械(施設)名:]	5・4・3・2・1・0

	今後の課題
c 農業経営等に関する知識の習得状況について	
販売促進の考え方	5・4・3・2・1・0

マーケティングの基礎	5	・	4	・	3	・	2	・	1	・	0
帳簿の付け方	5	・	4	・	3	・	2	・	1	・	0
財務諸表の読み方	5	・	4	・	3	・	2	・	1	・	0

ウ 就農に向けた準備状況

(共通)

a 就農に向けた情報収集について	積極的である・普通	消極的である	今後の課題
------------------	-----------	--------	-------

(独立・自営就農希望の場合)

a 経営に関する計画の作成状況	積極的である・普通	消極的である
b 資金の準備について	積極的である・普通	消極的である
c 農地の確保について	積極的である・普通	消極的である
d 人・農地プランへの位置づけについて	積極的である・普通	消極的である

(雇用就農希望の場合)

a 農業法人や農家への就農に向けた活動について	積極的である・普通	消極的である
-------------------------	-----------	--------

(親元就農希望の場合)

a 就農先の経営内での自らの役割について	積極的である・普通	消極的である
b 継承への段取りについて	積極的である・普通	消極的である

工 研修指導者の研修生に対する所見

--

3 書類確認用

ア 成績表

※発行されている場合のみ確認する。

a 評価が著しく低い項目がないか	多数ある・少しある・ない
------------------	--------------

イ 出席状況

a 概ね1年かつ概ね1,200時間以上の研修を受けているか	受けている(受ける見込み)・受けていない(受ける見込みがない)
b 研修への出席(参加)状況	※実績値を記入(出席(参加)率等)

4 総合所見

--

中止届

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23 経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の1の(5)の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

※ 下線部は経営開始型の場合は「2の(4)」とする。

研修再開届

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

農業次世代人材投資資金（準備型）の受給を再開しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の1の（6）の規定に基づき研修再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
研修再開日	年 月 日
研修機関等	
交付残期間	年 月 日 ~ 年 月 日

就農状況報告(独立・自営就農)

経営開始○年目・交付開始○年目 前半・後半(○~○月分)

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後○年目」とする。

令和 年 月 日

殿

氏名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の2の(6)の規定に基づき就農状況報告を提出します。

※下線部は準備型の場合は「1の(7)」とする。

1. 独立・自営就農(予定)時期(どちらかにチェックする。(経営開始型受給者の場合は記載不要。))

<input type="checkbox"/>	既に就農している	年 月 日就農
<input type="checkbox"/>	まだ就農していない※	年 月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数等	
合 計			
家 族 労 働 力	氏 名		年齢・続柄等
雇用労働力		(人・日)	

3. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)
	所有地		
	借入地		
作業受託	作目	作業内容	実績

4. 前年の所得 *1

	万円
--	----

5. 農業経営基盤強化準備金（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	積み立てている
<input type="checkbox"/>	積み立てていない

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6. 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

7. 報告対象期間における交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	参加した
<input type="checkbox"/>	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回	
--------	---	--

交流会の内容 (対象者、実施内容など)	
------------------------	--

8. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について
(どちらかにチェックする。)

	加入している
	加入していない

(「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。)

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

9. 計画達成に向けた今後の課題

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し*₂
 2. 決算書及び所得証明書の写し(7月の報告の際のみ添付する。)*₃
 3. 通帳及び帳簿の写し*₂
 4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳及び契約書等の写し*₂
 (変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地基本台帳及び契約書の写しは省略することが出来る。)*
 ※親族からの農地が主で独立・自営就農し、農地の所有権を移転した場合は農地基本台帳の写し等の提出が必要。
 5. 青色申告決算書(農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合)*₃
 6. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し*₄

- * 1 7月の報告の際のみ記入する。(資金を除く。)
 * 2 準備型研修終了後については、交付期間の1.5倍(別記1第5の1の(2)なお書きにより海外研修を実施した場合は5年間)又は2年間のいずれか長い期間及び、親元就農した者が当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となる場合の1回目の報告の際のみ添付する。
 * 3 経営開始型の交付期間のみ添付する。
 * 4 準備型の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

※ 様式の2、3及び別添2の内容について、基盤強化法の基本要綱に基づく農業経営指標による自己チェックを提出している場合は、そのチェック表を添付することで、2、3及び別添2の記載を省略できる。

別添1

作業日誌

	作業内容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合計		

※ 上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。

決 算 書

		計 画 a	実 績 b	実績／計画 b / a	
農 業 収 入	〇〇（作目）	経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
	その他				
農業次世代人材投資資金					
収入計①（資金を除く）					

		計 画 a	実 績 b	実績／計画 b / a
農 業 経 営 費	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計②				
【参考】設備投資（内容、金額）				
農業所得計③ = ① - ②				
農外所得④		所得合計③ + ④		

作業日誌（独立・自営就農）
 交付終了後○年目 前半・後半（○～○月分）

令和 年 月 日

殿

氏名

印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（6）の規定に基づき作業日誌を提出します。

	作業内容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
合 計		

添付資料

- ・確定申告書類又は所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
- ・農地の一覧及び農地基本台帳の写し（変更がある場合のみ添付する。）

※ 上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能。

就農状況報告(雇用就農)

就農○年目・交付終了後○年目 前半・後半(○～○月分)

令和 年 月 日

殿

氏名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の1の(7)の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 雇用就農(予定)時期(どちらかにチェックする。)

<input type="checkbox"/>	既に就農している	年 月 日就農
<input type="checkbox"/>	まだ就農していない※	年 月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 雇用先の農業法人等の名称等

法人等名	
住 所	
電話番号	

3. 担当している業務

4. 今後の課題及び目標

5. 農業従事日数・時間

	日		時間
--	---	--	----

6. 報告対象期間における交流会への参加について

	参加した
	参加しなかった

(「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。)

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

就農状況報告(親元就農)

就農○年目・交付終了後○年目 前半・後半(○～○月分)

令和 年 月 日

殿

氏名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の1の(7)の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 親元就農(予定)時期(どちらかにチェックする。)

<input type="checkbox"/>	既に就農している	年 月 日就農
<input type="checkbox"/>	まだ就農していない※	年 月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 就農先の経営主の氏名等

氏名	
住所	
電話番号	

3. 担当している業務

4. 今後の課題及び目標

5. 農業従事日数・時間

	日		時間
--	---	--	----

6. 経営継承(法人の場合は経営者となる)予定時期

年	月	予定
---	---	----

7. 報告対象期間における交流会への参加について

	参加した
	参加しなかった

(「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。)

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し
2. 青色事業専従者給与に関する届出書(変更届出書)の写し(交付対象者にかかる変更がある場合)
3. 家族経営協定等の写し(交付対象者にかかる変更がある場合)

2 継続研修の内容*2

名 称		所 在 地	
専攻・営農部門		研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

別添：受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類)

- * 1 就農5年後の目標を記入する（雇用就農の場合は記入不要）。
- * 2 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

継続研修届

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

継続研修を開始しましたので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 1 の（7）の規定に基づき継続研修届を提出します。

継続研修開始日	年 月 日
継続研修終了予定日	年 月 日
研修機関等	

住所等変更届

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 1 の（7）の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他（ ）
変更後	氏名 住所 電話番号 その他（ ）

※ 下線部は経営開始型の場合は「2の（6）」とする。

添付書類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳及び契約書等の写し、通帳の写し（独立・自営就農の場合）
- ・雇用契約書等の写し（雇用就農の場合）
- ・青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）書の写し（親元就農の場合）
- ・家族経営協定等の写し（親元就農の場合）

就 農 中 断 届

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 1 の（7） の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

※ 下線部は経営開始型の場合は「2の（6）」とする。

就 農 再 開 届

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 1 の (7) の規定に基づき就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 ~ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ~ 年 月 日

※ 下線部は経営開始型の場合は「2 の (6) 」とする。

就農状況確認チェックリスト(参考例)

※本様式は、就農状況の確認のためのチェックリストとして例を示したものです。本様式を参考に、就農状況の確認をしてください。
なお、就農状況報告における相談状況についても確認してください。

確認対象者住所：	
確認対象者氏名：	
農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付の有無：	有 ・ 無
確認者所属・名前：	
確認日：	令和 年 月 日

1 交付対象者への面談用（これまでの状況について聞き取って下さい。）

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある・意欲がある・意欲がない
b 情報収集について(研修会等への参加、質問・相談の状況等)	積極的に収集している・収集している・収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している・聞き入れられるが実践していない・聞き入れない
d 地域活動への参加状況について	積極的に参加している・たまに参加している・参加していない

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている・概ね習得できている・習得していない
b 機械・施設の操作方法の習得状況	習得できている・概ね習得できている・習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている・概ね習得できている・習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている・作業が遅れない程度に管理できている・管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている・意見を聞きながら進めている・自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる・取り組むよう努力している・取り組んでいない
g 経営状況(収支状況)の把握	把握している・概ね把握している・把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる・把握し改善策を検討している・把握していない

ウ 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]

[改善策]

b 生産量について

[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]

[改善策]

c 売上高について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]	
[改善策]	

工 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている ・ 概ね整備できている ・ 整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない

2 ほ場(現地)確認用

(確認期間中の状況について記載して下さい。)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ 概ね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。) ・ 作付期間外である

3 書類確認用

(これまでの状況について記載して下さい。)

ア 農業従事日数

日、	時間
----	----

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている ・ 帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある ・ 帳簿をつけていない

ウ 農地基本台帳 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

農地法第3条の許可等により農地の権利を有している ・ 農地法第3条の許可等を得ていない

変更後の農地面積

所有地	a	
借入地	親族から	a
	第三者から	a

4 総合所見

--

就農状況確認チェックリスト(参考例)

※本様式は、就農状況の確認のためのチェックリストとして例を示したものです。本様式を参考に、就農状況の確認をしてください。

確認対象者住所:
確認対象者氏名:
確認者所属・名前:
確認日: 令和 年 月 日

1 確認対象者本人への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 現在の職務内容・担当部門

職務内容	(具体的な業務内容)
担当部門	

現在の業務に従事するにあたり、課題だと考えている点や今後の目標について以下に聞き取る。

[課題]

[今後の目標]

2 雇用主への面談用

(これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 確認対象者の現在の職務内容・担当部門

職務内容	(具体的な業務内容)
担当部門	

確認対象者の就業実態を見て、課題だと考えている点や今後の目標について以下に聞き取る。

[課題]

[今後の目標]

イ 雇用主の確認対象者に対する所見

3 書類確認用

(これまでの状況について記載して下さい。)

ア 出勤簿等(出勤状況のわかる書類)

予定どおり出勤している ・ 欠勤が多い ・ ほぼ出勤している	割程度
概ねの出勤状況	

4 総合所見

--

就農状況確認チェックリスト（参考例）

※本様式は、就農状況の確認のためのチェックリストとして例を示したものです。本様式を参考に、就農状況の確認をしてください。

確認対象者住所：
確認対象者氏名：
確認者所属・名前：
確認日： 令和 年 月 日

1 確認対象者本人への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 現在の職務内容・担当部門

職務内容	(具体的な業務内容)
担当部門	

現在の業務に従事するにあたり、課題だと考えている点や今後の目標について以下に聞き取る。

[課題]

[今後の目標]

イ 継承等に向けた準備の状況

2 経営主への面談用

(これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 確認対象者の現在の職務内容・担当部門

職務内容	(具体的な業務内容)
担当部門	

確認対象者の就業実態を見て、課題だと考えている点や今後の目標について以下に聞き取る。

[課題]

[今後の目標]

イ 確認対象者の継承等に向けた準備の状況

ウ 雇用主の確認対象者に対する所見

3 書類確認用

(これまでの状況について記載して下さい。)

ア 農業従事日数(作業日誌で確認)

日、	時間
----	----

4 総合所見

--

サポートチーム活動記録(参考例)

※本様式は、サポートチームの活動記録の例を示したものです。本様式を参考に、活動記録を取りまとめてください。

交付対象者住所:

交付対象者氏名:

サポートチーム(経営・技術担当)名前:

サポートチーム(営農資金担当)名前:

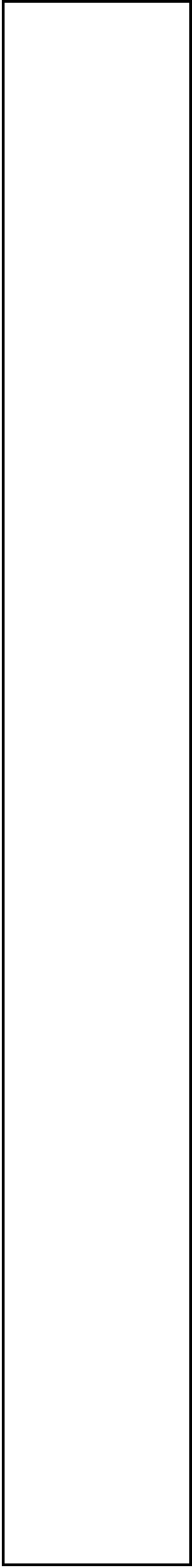
サポートチーム(農地担当)名前:

訪問日・時間: 令和 年 月 日 時 分～時 分

1 交付対象者への面談用（これまでの状況について聞き取って下さい。）

ア 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について交付対象者とサポートチーム認識を共有し、下欄に記載する。 [理由]	
[改善策]	



イ 農地の権利設定状況（農地の権利設定に変更があった場合のみ）

農地法第3条の許可等により農地の権利を有している ・ 農地法第3条の許可等を得ていない

変更後の農地面積

所有地	a
借入地	a

2 総合所見

--

※ 都道府県や融資機関が別途、フォローアップを実施している場合は、参考に添付する。

返還免除申請書

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 1 の（8） の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--

※ 下線部は経営開始型の場合は「2の（7）」とする。

農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 2 の（3）の規定に基づき農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日							
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日							
前年の総所得 ^{※1} 農業経営開始後の所得に限り、資金を除く額 ^{※2} を記載	(ア)									円
今年の交付金額 ^{※3、4} 経営開始初年度の場合：150 万円 経営開始 2 年目以降の場合： (350 万円 - (ア)) × 3/5 で算出した額を記載 ただし、(ア) が 100 万円未満の場合は 150 万円	(イ)									円
今回の交付申請額 原則として (イ) の半額を記載										円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 (例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等)			<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない							

- ※1 経営開始初年度の場合は 0 円と記載すること。
- ※2 地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額。
- ※3 1 円未満は切り捨てとする。
- ※4 夫婦で受給している場合、この額の 1.5 倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金			店・所	出張所
	金融機関コード				
店舗名等	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号		
	郵便局	記号	(当座)番号		
口座名義人	(ふりがな) 氏 名				

添付書類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳及び契約書等の写し※
- ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し。（夫婦で交付申請する場合はそれぞれの書類））※
- ・離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
- ・税務署等の収受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合）
- ※ 2 回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい

(参考様式：旧別紙様式第 16 号) 交付金額変動制の対象者ではない場合

農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 2 の（3）の規定に基づき農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
交付申請額	千円		
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付（例： ：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない		

資金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金		店・所	出張所
	金 融 機 関 コ ー ド			
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号	
	郵便局	記号	(当座)番号	
口座名義人	(ふりがな) 氏 名			

添付書類※

- ・ 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳及び契約書等の写し
- ・ 身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し。（夫婦で交付申請する場合はそれぞれの書類））

※ 2 回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい

経営再開届

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の受給を再開しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 2 の（5）の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日 ~ 年 月 日

離農届

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

農業経営を中止し、離農 (1) しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 2 の（6）の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
-----	-------

添付書類

- ・ 廃業届
- ・ 経営資産の売却日の証明書
- ・ 生産物の最終出荷日がわかる伝票 等

※下線部は、交付期間と同期間の営農継続期間中に就農形態の変更をする場合は、「独立・自営就農を中止」とする。

農業次世代人材投資事業に係る個人情報の取扱いについて

第 1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第 2 に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、農業次世代人材投資資金交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

第 2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられます（別紙に同意書の例として、「個人情報の取扱い（例）」を添付しています）。

- 1 各都道府県や市町村等の関係機関での情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 交付主体等が給付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1 及び 3 までを実施するため、各交付主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録すること。
- 5 1 から 4 までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第 3 同意を得る例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられます。

- 1 農業次世代人材投資資金の申請者が計画書の申請を行う際、「個人情報の取扱い（例）」を配布し、計画が承認され、交付申請を行う時に、併せて、提出してもらう。
- 2 農業次世代人材投資資金の申請者が交付申請を行う際、「個人情報の取扱い（例）」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。
- 3 （別紙）個人情報の取扱い（例）において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載する。

(別紙)

殿

個人情報の取扱い（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農業次世代人材投資事業に係る個人情報の取扱いについて

交付主体は、農業次世代人材投資事業の実施に際して得た個人情報について、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関
（注）

国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、青年農業者等育成センター、市町村、農業共済組合
（※ その他追加する機関があれば明確にすること）

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

令和 年 月 日

（法人・組織名）

氏名

印